

# 山梨県公報

第二千三十一号

平成二十二年

四月五日

月 曜 日

## 目次

山梨県工業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額の一部改正	一五一
道路の区域変更	一五一
道路の供用開始(三件)	一五一
都市計画事業の事業計画の変更認可	一五二
大規模小売店舗の新設に関する届出	一五二
経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等	一五三

## 告示

### 山梨県告示第百五十七号

山梨県工業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額(昭和六十一年山梨県告示第百十六号)の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年四月五日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 1の表その他の機械器具又は設備の項を削る。
  - 2の表中繊維(ニット製品及びその原材料を除く。)の部及び貴金属及び宝鉱石の部分光反射率試験の項を削る。

### 山梨県告示第百五十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十二年四月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 野田尻四方津停車場線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
上野原市野田尻字長峯無番地先から 上野原市野田尻字熊ノ久保二九四七番の 地先まで	一〇・一 一三三〇・三	一〇・一 五八・五	一四〇・七	一四〇・七

### 山梨県告示第百五十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十二年四月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月五日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	横手日野春 停車場線	北杜市武川町牧原字堂佛寺二二 六九番地先から 北杜市武川町牧原字堂佛寺一三 〇八番の四地先まで	一四三・八	平成二十二年 四月五日

### 山梨県告示第百六十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道

路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十二年四月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月五日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	延長(メートル)	供用開始の期日
一般国道	一四二号	北杜市高根町清里字念場原三五 四五番の三四六地先から 北杜市高根町清里字念場原三五 四五番の三三六地先まで	四〇〇・〇	平成二十二年四月五日

山梨県告示第六十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十二年四月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月五日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	延長(メートル)	供用開始の期日
一般国道	一四二号	北杜市高根町村山東割字棚尻一 三一九番の三地先から 北杜市高根町長沢字一の坂九五 〇番地先まで	三二五・〇	平成二十二年四月五日

山梨県告示第六十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第五号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二

条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。  
平成二十二年四月五日

山梨県知事 横内正明

- 一 施行者の名称  
笛吹市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
峡東都市計画下水道事業笛吹市公共下水道  
事業施行期間  
昭和五十四年七月二十六日から平成三十三年三月三十一日まで
- 三 事業地
- 四 事業地
  - 1 収用の部分  
昭和五十四年山梨県告示第二百七十九号、昭和五十五年山梨県告示第八十七号の二、昭和五十八年山梨県告示第七十八号、昭和五十九年山梨県告示第三百八十六号、昭和六十三年山梨県告示第九十一号、昭和六十三年山梨県告示第二百四十六号、平成三年山梨県告示第五百三十四号、平成三年山梨県告示第五百三十六号、平成三年山梨県告示第五百九十四号、平成五年山梨県告示第三百四十五号、平成七年山梨県告示第二百二十一号、平成七年山梨県告示第三百八十九号、平成七年山梨県告示第三百九十一号、平成十年山梨県告示第三十二号、平成十四年山梨県告示第三百号、平成十四年山梨県告示第四百四十七号、平成十四年山梨県告示第四百七十一号及び平成十九年山梨県告示第三百三十八号の事業地に笛吹市石和町松本字村前の全部を加え、石和町松本字大西町及び字南田並びに石和町山崎字古屋敷、字後田及び字尼ヶ淵の各一部を加え、同事業地のうち笛吹市石和町松本字天神、字塚越、字三門及び字中直シ地内において事業地を変更する。
  - 2 使用の部分  
なし

公 告

● 大規模小売店舗の新設に関する届出  
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十二年八月五日まで縦覧に供する。  
平成二十二年四月五日

山梨県知事 横内正明

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所
- 1 氏名又は名称 株式会社アルペン 代表取締役 水野泰三
  - 2 住所 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目九番四十号
- 二 届出の概要
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
    - (一) 名称 (仮称) スポーツデポ甲府昭和インター店
    - (二) 所在地 山梨県甲府市徳行五丁目千七百三十八 一外及び山梨県甲斐市富竹新田字郷河原千九百二十七外
  - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所
    - (一) 氏名又は名称 株式会社アルペン 代表取締役 水野泰三
    - (二) 住所 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目九番四十号
  - 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成二十二年十一月二十六日
  - 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
三千三百七十八平方メートル
  - 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
    - (一) 駐車場の位置及び収容台数
      - (1) 位置 届出の図面のとおり
      - (2) 収容台数 百五十七台
    - (二) 駐輪場の位置及び収容台数
      - (1) 位置 届出の図面のとおり
      - (2) 収容台数 二十八台
    - (三) 荷さばき施設の位置及び面積
      - (1) 位置 届出の図面のとおり
      - (2) 面積 四十一平方メートル
    - (四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
      - (1) 位置 届出の図面のとおり
      - (2) 容量 十八立方メートル
  - 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
    - (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
      - (1) 開店時刻 午前九時
      - (2) 閉店時刻 午後九時三十分
    - (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

- 午前八時三十分から午後十時まで
- (三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- (1) 数 二箇所
  - (2) 位置 届出の図面のとおり
- (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前六時から午後十時まで
- 三 届出年月日  
平成二十二年三月二十五日
- 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等  
建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号。以下「規則」という。)、第十九条の六第一項及び第二十一条の二第一項の規定により、平成二十二年四月十五日から平成二十三年三月三十一日までの間に行う建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)、第二十七条の二十六第一項の規定による経営規模等評価の申請及び法第二十七条の二十九第一項の規定による総合評定値の請求の時期及び方法等を次のとおり定めたので公告する。  
平成二十二年四月五日
- 山梨県知事 横 内 正 明
- 第一 申請の時期及び方法
- 一 申請時期
- 経営規模等評価の申請をしようとする者及び経営規模等評価の申請と総合評定値の請求を同時にしようとする者(以下「同時申請者等」という。)(一)の申請時期は、知事が経営規模等評価受付票(以下「受付票」という。)(一)により指定した日時とし、総合評定値の請求のみをしようとする者(以下「別途請求者」という。)(二)の申請時期は、月曜日(金曜日)までの間(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日、十二月二十九日から三十一日までの日並びに一月一日及び三日を除く。第六において「通常の業務日」という。)(一)とする。
- 二 申請方法
- 1 同時申請者等の申請方法
- (一) 同時申請者等は、法第十一条第二項の規定により同項に規定する書類を提出した後に、申請日時等の指定がある受付票の交付を受けること。
  - (二) (一)にかかわらず、新たに法第三条に基づく建設業の許可を受けた者で、当該許可後の事業年度終了の日より前の日に申請をしようとする者は、当該許可後速やかに、申請日時等の指定がある受付票の交付を受けること。

(三) 同時申請者等は、受付票により指定された場所にその受付票及び申請に必要な書類を持参すること。

2 別途請求者の申請方法

別途請求者は、法第二十七条の二十六第二項の規定により同項に規定する申請書を提出した後に、県土整備総務課建設業対策室に請求に必要な書類を持参すること。

第二 申請に必要な書類

一 申請書及び添付書類

1 規則別記様式第二十五号の十一による経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書（別途請求者にあつては総合評定値請求書に限る。）

2 規則別記様式第二号による工事経歴書（経営規模等評価の申請をする場合に限る。）

3 規則別記様式第二十五号の十による経営状況分析結果通知書（総合評定値の請求をする場合に限る。）

4 法第二十七条の二十六第四項の規定により提出を求め次に掲げる書類

(一) 同時申請者等の提出書類

審査手数料収入証紙貼付書

審査基準日における加入状況を示す建設業国民健康保険加入及び事業所証明書

書

審査基準日における加入状況を示す建設業退職金共済事業加入・履行証明書

書

審査基準日における加入状況を示す退職一時金制度加入証明書（退職一時金

について定めがある労働基準監督署の受付印のある就業規則を提示する場合は

除く。）

審査基準日における加入状況を示す企業年金制度加入証明書

審査基準日における加入状況を示す法定外労働災害補償制度加入証明書

審査基準日における地方公共団体等と締結している防災協定書の写し又は所

属団体が防災協定を締結している場合は、当該団体の発行する証明書

当該事業年度の有価証券報告書の写し、監査報告書の写し、会計参与報告書

の写し又は経理処理を適正に確認した書類

審査対象事業年度の消費税納税証明書（その一）

審査対象事業年度の消費税納税証明書（その二）

(二) 別途請求者の提出書類

審査手数料収入証紙貼付書

二 法第二十七条の二十六第四項の規定により提示を求め次に掲げる書類

1 同時申請者等の提示書類

申請時点で有効な建設業許可通知書及びその許可に係る申請書の副本

法第十一条の規定により届け出し、又は提出した変更届出書又は書面（同条第二項に規定する書類を除く。）

申請日の直前に提出した法第十一条第二項に規定する書類の副本

法第十二条の規定により届け出た廃業等の届出書

規則別記様式第二十五号の十による経営状況分析結果通知書（経営規模等評価の申請のみをしようとする場合に限る。）

前回の経営規模等評価申請書の副本

審査対象事業年度の法人税又は所得税の確定申告書控え

審査対象事業年度の消費税確定申告書控え

審査基準日における給料の支払状況を示す所得税源泉徴収簿及びその前年の所得税源泉徴収簿

工事経歴書に記載されている工事のうち審査対象業種ごとの工事（以下「審査

対象業種工事」という。）に係る工事請負契約書又は下請基本契約書、注文書及

び請書の写し

審査対象業種工事に係る竣工時工事カルテ受領書

審査対象業種工事に係る施工体制台帳及び施工体系図

審査基準日における加入状況を示す労働災害保険申告書

審査基準日における加入状況を示す雇用保険申告書

審査基準日における加入状況を示す健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、資格取得及び資格喪失決定通知書

年金事務所の受付印のある健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得及び喪失

確認通知書

退職一時金について定めがある労働基準監督署の受付印のある就業規則（審査

基準日における加入状況を示す退職一時金制度加入証明書を提出する場合を除

く。）

監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了証の写し

基幹技能者講習修了証の写し

公認会計士等の合格証

2 別途請求者の提示書類

第二の一の1の総合評定値請求書と審査基準を同じくする経営規模等評価申請書

副本で県土整備総務課建設業対策室の受付印のあるもの

三 申請書用紙の取扱先

社団法人山梨県建設業協会 甲府市丸の内二丁目十四番十九号 電話〇五五二

三五 四四二一

第三 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の手数料

一 手数料

1 経営規模等評価の申請に係る手数料は、八千円と二千三百円に評価に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額。

2 総合評定値の請求に係る手数料は、四百円と二百円に通知に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額

二 納入方法

審査手数料収入証紙貼付書に山梨県収入証紙を貼り付けること。

第四 経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知

経営規模等評価の結果又は経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知は、規則別様式第二十五号の十二により簡易書留郵便により通知する。

第五 再審査

一 経営規模等評価の結果について異議があるときは、当該経営規模等評価の結果の通知を受けた日から三十日以内に限り、次に掲げる書類を知事に提出して再審査を申し立てることができる。なお、経営規模等評価の結果及び総合評定値を通知したときは、再審査の申立についても経営規模等評価の結果及び総合評定値を通知する。この場合においては、総合評定値の請求に係る手数料は、納付することを要しない。

1 規則別様式第二十五号の十一による経営規模等評価再審査申立書

2 再審査の申立に係る経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し

3 1に掲げる書類のうち異議のある審査項目を確認するために必要な書類

二 経営事項審査の基準その他の評価方法（経営規模等評価に係るものに限る。）が改正された場合であつて、当該改正前の評価方法に基づく経営規模等評価の結果の通知を受けているときは、当該改正の日から百二十日以内に限り、次に掲げる書類を知事に提出して再審査を申し立てることができる。なお、経営規模等評価の結果及び総合評定値を通知したときは、再審査の申立についても経営規模等評価の結果及び総合評定値を通知する。この場合においては、総合評定値の請求に係る手数料は、納付することを要しない。

1 規則別様式第二十五号の十一による経営規模等評価再審査申立書

2 再審査の申立に係る経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し

3 1に掲げる書類のうち改正に関わる審査項目を確認するために必要な書類

第六 その他

一 国土交通大臣の許可を受けた者で、経営規模等評価の申請又は総合評定値の請求をしようとする者は、規則第十九条の六第二項又は第二十一条の二第三項の規定により、通常の業務日において県土整備総務課建設業対策室に当該申請又は請求に必要な書類を持参すること。

二 詳細については、県土整備総務課建設業対策室（電話〇五五 一三三 一八四三）に問い合わせること。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番